

島根県 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針の概要

1. 優先的検討の開始時期

- ・新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ・公共施設等の運営等の見直しを行う場合

2. 優先的検討の対象事業

(1) 民間資金・能力活用基準

次のいずれかに該当する事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

① 建築物又はプラントの整備等に関する事業

建築物の例：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎等

プラントの例：廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

② 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

利用料金を徴収する施設の例：空港、水道、下水道等

(2) 事業費基準

次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

① 事業費総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る）

② 単年度事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等※のみを行うものに限る）

※運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む（PFI 法第 2 条第 6 項）

(3) 対象事業の例外

① 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

例：指定管理者制度が導入されている施設

② 市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

3. 検討手順 ※指針 P8 の検討標準フローを参照

- ① 事業所管課において簡易な検討（定量評価及び定性評価、又はその他の方法による評価）を実施
- ② 簡易な検討結果について、「PPP/PFI 手法導入検討会議※」で妥当性を評価
※関係課長（政策企画監、財政課長及び営繕課長）等で構成
- ③ ②の評価結果について、政策調整会議へ報告
- ④ ②の評価結果について、知事協議、決定
- ⑤ 事業所管課において詳細な検討を実施
- ⑥ 詳細な検討結果について、「PPP/PFI 手法導入検討会議」で妥当性を評価
- ⑦ ⑥の評価結果について、政策調整会議へ報告
- ⑧ ⑥の評価結果について、知事協議、決定

4. 評価結果の公表

- ・簡易な検討又は詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価内容を公表
- ・PPP/PFI 手法を導入することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行う